

○農林省令第四十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）
第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規
則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十二年九月一日

農林大臣 倉石 忠雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「小樽」を「釧路、小
樽」に改め、「伏木富山」の下に、「千葉」を、「田
辺」の下に、「姫路」を、「尾道系崎」の下に、「呉」
を加え、同項第二号中「羽田」の下に、「小牧」を
加え、「立川」を削り、同条第二項第一号中「釧
路」を「青森」に改め、「千葉」を削り、「呉」を
「福山」に改め、同項第三号中「釧路」を「若小
牧」に、「姫路、呉」を「田子の浦、蒲瀨、阪南」に
改め、「徳山下松」の下に、「三田尻中岡」を、「萩」の
下に、「高松」を、「高知」の下に、「大分」を、「佐
伯」の下に、「伊万里」を、「三池」の下に、「八代」
を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、
第六條第一項第二号中「立川」を削る規定は、昭
和四十二年十月一日から施行する。

正
誤

昭和四十二年九月一日公布農林省令第四十号
(植物防疫法施行規則の一部を改正する省令)
(印刷誤り)

一三二一 四 萩

萩